

## 2011 年度大学院博士課程後期課程国際的研究活動促進研究費募集要項

## &lt; 追加募集 &gt;

2011 年度立命館大学大学院博士課程後期課程 国際的研究活動促進研究費の追加募集を下記のとおり行う。

## 1. 申請資格

下記 - の全ての要件を満たす者

本学大学院博士課程後期課程または本学大学院一貫制博士課程後期課程相当に在学する正規大学院学生

本学大学院一貫制博士課程後期課程相当に在学する者とは、本学大学院一貫制博士課程に在学し博士予備論文の審査に合格した者および本学大学院一貫制博士課程 3 年次に転入学し在学する者をいう。

2011 年度内(2011 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日の期間)の、本学に在学中において、海外の大学もしくは研究機関等における通算 15 日以上の研究活動を実施する者

2011 年度日本学術振興会特別研究員に採用されていない者

その他併給禁止規定のある奨学金・奨励金等を受給していない者

本学以外の機関から奨学金・奨励金等の支給を受けている場合は、各奨学金事務局で確認すること。

## 2. 金額・採用枠

(1) 金額：採用者 1 名につき以下 および の研究費を支給する  
研究助成金（採用者 1 名につき年間 1 回限り）

国外滞在期間 (年間通算 1)	渡航先		
	甲地方	乙地方	丙地方
A：15 日以上 29 日まで	20 万円	15 万円	10 万円
B：30 日以上	30 万円	25 万円	20 万円

1 年間通算とは、「在学期間中に渡航している日数」をいう。

2 渡航先の区分は、「立命館旅費支給規程」別表 3 によるものとする。

甲地方：北西ヨーロッパ、北米、中東地域

乙地方：東ヨーロッパ、モスクワ、オセアニア、東南アジア、韓国

丙地方：インド、パキスタン、中国、中南米、アフリカ

3 渡航先が複数の国や地域にわたる場合は、滞在予定日数が最も多い地域区分で支給する。

4 研究助成金は、申請時点の渡航日数をもとに決定するため、年度終了時に日数変更によって申請時点より日数が減った場合は戻入が必要となる。ただし、日数が増えた場合は追加支給しない。

海外渡航に要する交通費

渡航および帰国に要する片道交通費および海外における複数の国または地域間の移動に要する片道交通費を、年間 4 回を上限として実費を支給する。

(2) 募集枠：概ね 20 件程度（予算の範囲内で決定する）

### 3. 執行方法

#### (1) 執行範囲

研究助成金：渡航先での宿泊費、在留資格申請に係る費用、国際学会参加費・登録料、論文翻訳・校正・校閲費、図書資料費、文具などの消耗品購入など、申請書記載の当該年度における研究活動に要する費用

海外渡航に要する交通費：

申請書記載の海外研究活動に要する交通費。年度以内であれば、採用時前の海外渡航に要する交通費も支給対象とする。

#### (2) 執行方法

研究助成金：採用決定後、採用者本人の銀行口座に一括して振り込む。

(10月下旬予定)

海外渡航に要する交通費：申請書にもとづき、渡航ごとに支給する(上限片道4回分)

### 4. 申請方法

#### (1) 以下の書類を大学院課へ提出する。

2011年度大学院博士課程後期課程国際的研究活動促進研究費申請書

作成手順は以下のとおり。

- A. 2011年度から新たに稼動した「立命館大学若手研究者学術・キャリア情報検索システム(Ri-SEARCH)」にRainbowIDでログイン。「研究業績」など登録後、「申請書帳票」をプリントアウトし、申請書の1ページ目(申請者氏名・連絡先等記入)を作成。

「立命館大学若手研究者学術・キャリア情報検索システム(Ri-SEARCH)」

<https://ri-search-web.ritsumei.ac.jp/>

募集要項・様式 ダウンロード

[http://www.ritsumei.ac.jp/ru\\_gr/g-career/fellow/article/?id=4](http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-career/fellow/article/?id=4)

- B. 申請書2ページ目「現在までの研究状況」以降は、様式をダウンロードのうえ、A4判両面印刷で作成。

ABを合わせて1つの申請書とし、窓口へ提出する。

渡航先受入機関における研究協力者との折衝状況が証明できる書類の写し

(推薦書・受入承諾書・電子メール等交信記録)

#### (2) 申請期間

2011年7月25日(月)～7月29日(金)17:00まで(締切厳守・期間内必着)  
窓口および郵送にて受付

### 5. 申請後のスケジュール

2011年8月

審査委員会委員による審査

必要に応じて面談実施。個別連絡します。

2011年9月下旬

採否通知発送

申請書記入住所へ郵送します。

2011年10月11日

採用説明会

採用決定者は必ず出席すること。

2011年10月下旬

研究助成金振込

採用後提出いただく「振込口座届」記入の本人口座へ振り込みます。

## 6 . 留意事項（採用者の義務等）

申請にあたっては、研究指導教員による承認印（または自署サイン）を得ること。

本研究費受給が決定した者は、大学院課指定期日までに「誓約書」および「振込口座届」、「研究成果発表に関する自己申告書」を提出すること。

文部科学省認定国費外国人留学生は、「国費外国人留学生制度実施要項」第十四条第六項により、研究費を除く奨学金の受給が禁止されている。そのため、本研究費の採用になった国費外国人留学生は、「研究助成金使途報告書（様式4）」を作成し、必要な書類（領収書等）を添付の上2012月2月末日までに大学院課へ提出することとする。

参考（給与支給の停止）

第十四条 文部科学大臣は、国費外国人留学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、選考委員会の協議を踏まえ、給与支給の停止を行うことができる。

六 第十条に定める給与以外の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき

海外渡航に関しては、活動日数確認のため帰国後パスポートの出入国記録欄コピーを大学院課に提出すること。

研究費支給の根拠となった海外研究・留学の実施状況が正当な理由なく申請内容と著しく異なった場合、もしくは所定の日数に満たなかった場合、研究費の全額または一部返還を求めることがあるので留意すること。

研究費の受給者は、当該年度の指定する日までに所定の「研究成果報告書（様式3）」を提出すること。また、研究費受給年度において受給者が研究成果を公表した場合、その論文抜刷や学会発表報告原稿等を提出すること。

なお、当該年度終了後、「研究成果報告会」にて研究成果の口頭での報告会、ポスターセッションなどの報告を求める。

詳細は、採用後の2月下旬頃にお知らせします。

## 7 . 申請書提出先および問い合わせ先

教学部 大学院課

【衣笠所属研究科】（尚学館1階）

TEL:075-465-8195 窓口時間：10：00～11：30 12：30～17：00

【BKC所属研究科】（プリズムハウス1階 学びステーション内）

TEL:077-561-4941 窓口時間 9：00～17：30

学びステーションは18：30まで開いていますが、大学院課の窓口時間は上記です。

ご注意ください。

E-Mail: [kic-inka@st.ritsumei.ac.jp](mailto:kic-inka@st.ritsumei.ac.jp)

【申請書郵送先】

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1 大学院課 BKC

「国際的研究費申請書在中」と朱書きの上、郵送願います。

## <よくある質問 Q&A>

### Q1. 現在休学中で、後期に復学予定である。申請可能か？

A. 本研究費の申請時点で「在籍」していることが申請資格であるため、申請時に休学中であっても申請可能です。ただし、対象となる渡航期間は「在学中に発生する渡航」となるため、休学中に海外渡航されている場合の渡航日数や渡航旅費は本研究費の対象外となります。申請時点で、渡航予定日数を後期復学以降の期間内で計算するよう注意してください。

また、申請時に「後期復学予定」であっても、実際には復学しなかった場合は、支給した研究助成金を全額返金していただく必要があります。

### Q2. 2011年3月末で退学し、2012年9月に再入学予定である。申請可能か？

A. 上記のQ1でお答えしたとおり、本研究費申請時点で「在籍」していることが申請資格となります。したがって、2011年3月末で退学されていると、申請時には「非在籍」となるため、申請できません。

### Q3. 現在または補助の対象となる期間留学中であるが申請可能か？

A. Q1でお答えしたとおり、本研究費申請時点で「在籍」していれば申請可能です。

### Q4. 国費外国人留学生であるが申請可能か？

A. 申請可能です。ただし、P3に記載のとおり、受給した研究助成金を研究費として使用したことを証明するため、2月末に「研究費使途報告書」および領収書等証明書類の提出が必要です。

### Q5. 日本または母国その他政府系機関からの奨学金を受給している。申請可能か？

A. 現在受給されている奨学金の規程や手引きをよく読んでください。

「受給中奨学金以外の研究費や奨学金の併給不可」とあれば、本研究費の申請はできません。

「他の研究費や奨学金との併給可能」とあれば、申請できます。

### Q6. 日本学術振興会 特別研究員であるが申請可能か？

A. P1の(1)申請資格の にあるとおり、特別研究員は「日本学術振興会以外からの資金援助を受けることはできない」(「遵守事項および諸手続きの手引」参照)との遵守事項があり、他の研究費等援助は禁止されていることから、本研究費への申請はできません。

### Q7. 申請時は日本にいますが、採用時には渡航している。手続き等はどうすればいいか？

A. 申請書提出の際、申し出てください。採用者には採用通知とともに「振込口座届」、「誓約書」を同封し、指定期日までに提出が必要となります。提出期間に渡航されている場合は、代理人に提出してもらい、郵送、など対応いたします。事前に大学院課までご相談ください。

採用説明会に出席できない場合は、必ず郵送書類を熟読の上、各手続きを行ってください。